

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

| | | | | | |
|-------------|----|----|----|----|----|
| 原 議 永 年 保 存 | | | | | |
| 共 | 00 | 00 | 10 | 31 | 5年 |

宮 本 総 第 9 5 5 号
令 和 5 年 8 月 1 日
宮 城 県 警 察 本 部 長

宮城県公安委員会及び警察本部長における行政機関等匿名加工情報提供事務取扱要綱の制定について（通達）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく宮城県公安委員会及び警察本部長に対する行政機関等匿名加工情報の提供に関する提案等の事務処理について、別添のとおり、宮城県公安委員会及び警察本部長における行政機関等匿名加工情報提供事務取扱要綱を制定し、令和5年8月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

宮城県公安委員会及び警察本部長における行政機関等匿名加工情報提供事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、宮城県公安委員会及び宮城県警察本部長に対する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号。以下「条例」という。）に基づく行政機関等匿名加工情報の提供に関する提案（以下「提案」という。）等に係る事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

- 1 この要綱で使用する用語は、法、政令、規則及び条例で使用する用語の例による。
- 2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (1) 提案窓口
行政機関等匿名加工情報の提供に関する相談及び案内並びに提案の募集及び受付を行うための窓口をいう。
 - (2) 課等
宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第2条第5号に規定する課等、同条第6号に規定する学校及び同規則第15条の2第1項に規定する庶務課をいう。
 - (3) 所管課
提案に係る個人情報ファイルを保有している課等をいう。
 - (4) 所管課長
所管課の長をいう。

第3 窓口等

- 1 提案窓口
 - (1) 設置場所
宮城県警察情報センター（以下「警察情報センター」という。）に、提案窓口を置く。
 - (2) 開設時間
提案窓口の開設時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）が必要と認めるときは、開設時間を変更することができる。
 - (3) 休業日
提案窓口の休業日は、宮城県の休日定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日とする。ただし、総務課長が必要と

認めるときは、休業日を変更し、又は臨時の休業日を設けることができる。

2 事務内容

(1) 総務部総務課が行う事務

- ア 行政機関等匿名加工情報の提供についての相談及び案内に関する事
- イ 提案の募集及び受付に関する事
- ウ 手数料の納付に関する事
- エ 行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務についての連絡調整に関する事
- オ 行政機関等匿名加工情報の提供の実施に関する事
- カ その他行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務の総括に関する事

(2) 所管課が行う事務

- ア 提案の審査に関する事
- イ 提案をした者（以下「提案者」という。）への通知に関する事（手数料の積算を含む。）
- ウ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関する事
- エ 行政機関等匿名加工情報の作成に関する事
- オ 行政機関等匿名加工情報の提供の実施の準備、立会い等に関する事

第4 相談及び案内

総務課長は、提案を行いたい旨の相談等があった場合は、その者に対し、手続等について説明すること。この場合において、総務課長は、所管課の担当者その他適切な者の立会い及び助言を求めることができる。

なお、再度の問合せや事後の提案に備え、対応の経緯等について必要に応じて応接記録を作成すること。

第5 提案の募集

総務課長は、法第111条及び規則第53条第1項の規定に基づき、法第110条各号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルについて、毎年度1回以上、募集の開始の日から30日以上の間を定めて、宮城県警察インターネットホームページに募集要項を掲載することにより、提案の募集を行うこと。

第6 提案の受付等

1 受付時の確認事項

総務課長は、提案書（法第112条第2項に規定する書面をいう。以下同じ。）受付時においては、次の事項について確認すること。

- (1) 募集期間内に行われた提案であること。
- (2) 募集の対象となる個人情報ファイルに係る提案であること。
- (3) 提案書について、規則第54条第1項に規定する別記様式第7を用いていること。
- (4) 法第112条第2項各号及び規則第54条第3項に規定する提案書の記載事項に不備がないこと。
- (5) 法第112条第3項各号及び規則第54条第4項に規定する提案書の添付書

類に不備がないこと。

- (6) 代理人による提案の場合は、規則第54条第2項に規定する当該代理人の権限を証する書面が添付されていること。

2 確認に当たっての留意事項

- (1) 募集の対象となる個人情報ファイルに係る提案に該当しない場合の処理
提案に係る個人情報ファイルが、募集の対象に該当しない旨を教示するなど、適切な情報提供に努めること。
- (2) 電話、口頭等による提案への対応
提案は、法第112条第2項の規定により、書面の提出によるとされていることから、電話、口頭等による提案は認められない旨を教示するなど、適切な情報提供に努めること。
- (3) 訂正の求め

提案書に必要事項が記載されていない場合、必要な添付書類がそろっていない場合等、提案に形式的な不備がある場合は、規則第54条第7項の規定に基づき、受付時に訂正を求めること。ただし、提案書及び添付書類（以下「提案書類」という。）が送付された場合その他受付時に訂正を求めることができない場合は、提案者又はその代理人（以下「提案者等」という。）と連絡を取り、訂正を求めること。

3 提案の受付

提案に形式的な不備がない場合は、受付をすること。

提案に形式的な不備がある場合には、提案者等に訂正させた上で受付をすること。

4 提案書類の所管課への送付

前記3の規定により受付をした提案書類は、所管課に送付するとともに、総務部総務課において写しを保管すること。

第7 提案の審査及び審査結果の通知等

1 提案の審査

所管課長は、提案書類の送付を受けた場合は、当該提案が法第114条第1項各号に規定する次に掲げる基準（以下「審査基準」という。）に適合するかどうかの審査を行うこと。この場合において、提案書類の記載が不十分である等の理由により、十分な審査ができないと認めるときは、規則第54条第7項の規定に基づき、提案者等と連絡を取り、説明又は訂正を求めること。

(1) 欠格事由

提案者が、法第113条各号に規定する欠格事由に該当しないことを誓約書等により確認すること。

なお、誓約書については、規則第54条第6項に規定する別記様式第8を用いることとされているので留意すること。

(2) 行政機関等匿名加工情報の本人の数

行政機関等匿名加工情報の本人の数が、規則第56条に規定する1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の

本人の数以下であることを確認すること。

なお、提案に係る個人情報ファイルを構成する本人の数は、原則として募集期間終了時における数を確認するものとする。

(3) 行政機関等匿名加工情報を作成するための加工方法

当該提案に係る加工方法が、規則第62条各号に規定する基準に照らして適切なものであることを確認すること。

なお、確認に当たっては、提案書から、個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の加工方法が明確に特定できることが必要であり、不明な点や曖昧な点については、提案者等に対して説明又は訂正を求め、提案者等との間で認識に相違が生じないように留意すること。

(4) 行政機関等匿名加工情報とその用に供して行う事業の目的及び内容

提案書に記載の事業が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを確認すること。この場合においては、次の点に留意すること。

ア 提案書記載の事業内容及び添付書類からみて、事業の目的及び内容が反社会的なものであると認められる場合や興味本位の提案であると認められる場合等、提案に係る行政機関等匿名加工情報を利用する必要性が著しく乏しいと認められる場合は、この基準に適合しないこと。

イ 事業の直接的な目的が提案者の利益に資するものであっても、事業活動を通じて、当該事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資すると認められる場合は、この基準に適合し得ること。

(5) 行政機関等匿名加工情報の利用期間

提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用期間が、利用目的、利用方法及び事業内容等からみて必要な期間であることを事業計画等により確認すること。

なお、利用期間は、法第118条第1項の規定により実質的に延長をすることができる場合があるので留意すること。

(6) 行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに安全管理の措置

提案書に記載の行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置が、当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであることを確認すること。

なお、行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者においては、当該行政機関等匿名加工情報を法第2条第6項に規定する匿名加工情報として取り扱うことから、当該匿名加工情報について、法第45条の規定により本人識別行為が禁止されるほか、法第46条の規定により安全管理のために必要かつ適切な措置等が必要とされることに留意すること。

(7) 行政機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼさない範囲での作成の可否

規則第58条の規定に基づき、行政機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼさない範囲で当該行政機関等匿名加工情報を作成することができるかどうかを確認すること。

なお、次のような場合は、著しい支障を及ぼすと判断することとなる。

- ア 作成業務を受託する民間事業者がなく、行政機関自らが作成するとすると事務の遂行に著しい支障が及ぶ場合
- イ 記録情報の一部が紙媒体で記録及び保存されている個人情報ファイルについて、電子計算機処理されていない部分を含めて加工する必要がある、当該電子計算機処理されていない部分を専ら加工可能な状態にする作業に要する時間が膨大となる場合
- ウ 抽出するデータ量が一定量を超えるとシステムを停止しなければならない情報システムで管理運用している個人情報ファイルについて、相当の時間にわたってシステムの運用を停止しなければ行政機関等匿名加工情報を作成できない場合

2 手数料の額

(1) 手数料の額の積算方法

所管課長は、審査の結果、提案が審査基準に適合すると認めるときは、条例第5条で定める次のアからウまでに掲げる額の合計額により、手数料の額を積算すること。

ア 基本事務に対応する額

行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務を遂行するために必要となる提案の審査や審査結果の通知、契約の締結、成果物たる行政機関等匿名加工情報の提供など基本事務に対応する手数料の額（提案1件当たり21,000円）

イ 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間に応じた額

行政機関等匿名加工情報を作成するに当たって行った、個人情報ファイルを管理運用している情報システムからのデータ抽出方法の設計及びデータ抽出の実行、加工のためのプログラムの設計及び加工処理の実行又は成果物の検査等の作業に必要とされる工数（単位：人時）を見積もり、当該工数に単価3,950円を乗じた額

ウ 作成委託をする場合の額

行政機関等匿名加工情報の作成に当たり、その作成を事業者に委託する場合、当該委託先に対して支払う額。この場合において、当該委託のための文書の起案、決裁等の委託手続をするために生じる事務に必要な時間等については、前記イの工数に含まれるものとして積算すること。

(2) 積算に当たっての留意事項

提案者に手数料の額を通知し、手数料が納付された後は、実際の処理に要した工数が事前に積算した工数と相違する場合であっても差額の還付又は請求は行わないこととするため、正確な手数料の積算を行うこと。ただし、提案者に通知した手数料の額に形式的な誤りが判明した場合（例えば、10,000円とすべきところを100,000円と誤記した場合等）はこの限りでない。

3 審査結果の通知

(1) 審査基準に適合する場合

ア 所管課長は、審査の結果、提案が審査基準の全てに適合すると認めるときは、法第114条第2項及び規則第59条第2項の規定に基づき、次の事項を審査結果通知書（規則別記様式第9）により総務課長を経由して提案者に通知すること。

(ア) 法第115条の規定により行政機関の長等との間で提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

(イ) 納付すべき手数料の額

(ロ) 手数料の納付方法

(ハ) 手数料の納付期限

(ニ) 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

(ホ) その他必要な事項

イ 前記アの規定による通知には、規則第59条第1項の規定に基づき、次の書類を同封すること。

(ア) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（別記様式第1号又は別記様式第2号。以下「申込書」という。）

(イ) 「財務規則の運用について（通知）」（平成2年4月2日付け出会第26号。以下「運用通知」という。）で定める領収済通知書（運用通知様式第67号の2）及び収納票（運用通知様式第67号の3）を添付した納入通知書（運用通知様式第67号の1）

(ロ) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書（別記様式第3号）2通

(2) 審査基準に適合しない場合

所管課長は、審査の結果、提案が審査基準のいずれかに適合しないと認めるときは、法第114条第3項及び規則第59条第3項の規定に基づき、審査結果通知書（規則別記様式第11）により総務課長を経由して提案者に対して通知すること。

なお、当該提案が審査基準に該当しない理由については、どの審査基準について、どのような理由から適合しないと認めると判断したかを可能な限り具体的に記載するものとする。

第8 手数料の納付及び契約の締結

1 手数料の納付

(1) 手数料の確認等

ア 総務課長は、審査基準に適合する旨の通知を受けた提案者（以下「契約者」という。）又はその代理人（以下「契約者等」と総称する。）から送付された納入通知書の写しに別に定める指定金融機関等の出納印が押印されていることをもって、手数料が納付されていることを確認すること。

イ 申込書（納入通知書の写しを含む。）及び契約書は、所管課に送付するとともに、総務部総務課において写しを保管すること。

(2) 不備がある場合の措置

納入通知書の写しに指定金融機関等の出納印が押印されていない場合には、契約者等に連絡を取り、所要の手続をした上で、納入通知書の写しの再提出を

求めること。

2 契約の締結

所管課長は、申込書及び契約書を受け取った場合、契約書2通に記名押印し、うち1通を総務課長を経由して契約者等に送付するとともに、残りの1通を申込書とともに保管すること。

第9 行政機関等匿名加工情報の作成及び行政機関等匿名加工情報等の安全確保の措置等

1 行政機関等匿名加工情報の作成

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成

所管課長は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結後、契約書に記載された行政機関等匿名加工情報の内容、仕様等に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成すること。この場合において、作成等に当たり不明な点等が生じた場合は、契約者等に確認する等、適切に対応すること。

また、行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、特定の個人を識別できないように、かつ、その作成に用いる個人情報を復元できないようにするために、規則第62条各号に規定する基準に従って個人情報を加工するとともに、作成した行政機関等匿名加工情報については、契約者等に提供する前に、適正に加工されていることを確認すること。

(2) 作成を委託する場合の留意事項

ア 委託先との契約

行政機関等匿名加工情報の作成を事業者に委託する場合、手数料の積算を適切に行うため、契約者に審査結果を通知する前に委託先に対して委託料の見積額を算定させ、これを精査する必要があるが、審査結果通知の段階においては、契約の締結が確定的でないことから、委託先との間において契約者との利用契約の締結を停止条件とする委託契約を締結しておく必要がある。

このため、委託先の選定に当たっては、条件付の契約となることを十分周知し、当該委託契約が契約者との利用契約締結を停止条件として発効する旨を委託契約書で明らかにしておく必要があることに留意すること。

イ 安全確保の措置

行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の事務処理は、保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合の事務処理に準じて取り扱うものとし、別に定める個人情報取扱事務の委託基準（以下「委託基準」という。）のうち個人情報取扱特記事項を守らなければならない旨を委託契約書に記載するなど、適切な措置を講ずるものとする。

2 行政機関等匿名加工情報等の安全確保の措置等

(1) 安全確保の措置

作成した行政機関等匿名加工情報、作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報については、法第121条第2項及び第3項の規定に基づき、委託基準のほか、宮城県公安委員会等における個人情報等の管理に関する訓令（令和5年宮城県警察本部訓令第

8号)等の定めに従い、適切に取り扱うこと。

(2) 従事者の義務

行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する職員は、法第122条の規定により、業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないので留意すること。

第10 行政機関等匿名加工情報の提供及び提供後の監督

1 行政機関等匿名加工情報の提供

所管課長は、行政機関等匿名加工情報を作成した場合、提案書に記載の方法に従って、総務課長を経由して速やかに契約者等に提供すること。この場合において、総務課長は、提供時に所管課の担当者その他適切な者の立会い及び契約者等への説明を求めることができる。

2 提供後の監督

(1) 提案内容の変更

所管課長は、行政機関等匿名加工情報の提供後に、契約者等から提案書の記載事項等について、変更が生じた旨の連絡を受けた場合、次のとおり対応すること。

ア 事業の変更とまで言えないもの

人事異動等により行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者等に変更が生じた場合等、事業の変更とまで言えない軽微な変更については、直ちに記載事項変更申出書（別記様式第4号）を届け出るよう教示すること。

イ 事業の変更に当たるもの

利用期間の延長、利用目的の追加又は変更等、事業内容の変更に当たるものについては、法第118条第1項後段の規定に基づき、事業の変更に係る提案を行わせること。

(2) 契約の解除

所管課長は、契約を締結した者が次のいずれかの事由に該当するとき又は当該契約で定める解除事由に該当するときは、契約を解除することができる。

ア 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

イ 法第113条各号に規定する欠格事由に該当することとなったとき。

ウ 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

第11 作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案等

提案者以外の者が作成された行政機関等匿名加工情報の提供を希望し、又は既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者が提案書に記載した事業の変更を希望する場合（例えば、提案書に記載した行政機関等匿名加工情報の利用の目的を変更したい場合や、利用期間を延長したい場合）において、法第118条第1項の規定に基づく提案が行われたときの手続については、前記第6から第10までの規定（第7-1-(2)及び(3)に規定する事項を除く。）を準用する。

なお、提案者以外の者が作成された行政機関等匿名加工情報の提供に係る契約

を締結する場合に納付すべき提案 1 件当たりの手数料の額は、提案者の手数料と同一の額とし、既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者が事業の変更に係る契約を締結する場合に納付すべき提案 1 件当たりの手数料の額は、12,600 円とする。この場合において、提案書については規則の別記様式第 12 を、審査基準に適合する場合の審査結果通知書については規則の別記様式第 13 を、審査基準に適合しない場合の審査結果通知書については規則の別記様式第 14 をそれぞれ用いることとなるので留意すること。

また、契約書については、別記様式第 5 号により作成すること。

第 12 その他

- 1 総務課長は、この要綱に定める手続によることが困難な場合には、別の取扱いをすることができる。
- 2 提案の事務処理等に当たっては、この要綱に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和 4 年個人情報保護委員会告示第 1 号）に定めるところによるものとする。

別記様式第1号

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住所又は居所

(ふりがな)

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、個人情報の保護に関する法律第115条（第118条第2項において準用する同法115条）の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

- 1 不要な文字は、二重線で消すこと。
- 2 住所又は居所は、法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 氏名は、法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 電話番号は、担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者の氏名を記載すること。
- 5 行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料は、審査結果通知書により通知した事項に従って納付すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第 2 号

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

宮城県警察本部長 殿

住所又は居所

(ふりがな)

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、個人情報の保護に関する法律第 115 条（第 118 条第 2 項において準用する同法 115 条）の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

- 1 不要な文字は、二重線で消すこと。
- 2 住所又は居所は、法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 氏名は、法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 電話番号は、担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者の氏名を記載すること。
- 5 行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料は、審査結果通知書により通知した事項に従って納付すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第3号

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に用いる個人情報ファイルの名称
- 二 作成する行政機関等匿名加工情報の名称
- 三 手数料の額

円

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第115条の規定に基づき、上記に掲げる行政機関等匿名加工情報を提供する（宮城県公安委員会又は宮城県警察本部長）（発注者）と（行政機関等匿名加工情報を事業に利用しようとする者の名称）（受注者）とは、行政機関等匿名加工情報の利用に関して、次のとおり合意し、当該利用に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を保有する。

年 月 日

(発注者) 住 所
名 称
代表者氏名

(受注者) 住 所
氏名 (名称)
代表者氏名

(定義)

第1条 本契約中に用いられる用語は、特段の定めがない限り、次の定義によるものとする。

- 一 「本行政機関等匿名加工情報」とは、本契約に基づいて発注者が作成し、受注者がその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報であって、別紙1【行政機関等匿名加工情報の詳細】にその詳細を定めるものをいう。
- 二 「本利用条件」とは、本行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件として別紙2に定めるものをいう。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、契約締結の日から第5条第1項に規定する本行政機関等匿名加工情報の利用期間の終了日までとする。

(本行政機関等匿名加工情報の作成及び提供)

第3条 発注者は、別紙1に定める仕様による本行政機関等匿名加工情報を作成するものとする。

- 2 発注者は、本行政機関等匿名加工情報の作成を完了したときは、別紙1【行政機関等匿名加工情報の提供方法】に定める方法により、受注者に対して本行政機関等匿名加工情報を提供するものとする。
- 3 前項の規定により、受注者が発注者から本行政機関等匿名加工情報を受領したときは、発注者から別紙1【行政機関等匿名加工情報の詳細】に関する説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

(欠陥及び障害等)

第4条 受注者は、本行政機関等匿名加工情報を受領した後、直ちにその物理的欠陥又は障害その他の問題等の有無について検査をし、当該検査の結果、読み取りエラー等の物理的欠陥又は障害その他の問題等を発見したときは、直ちに発注者に対してその旨を報告しなければならない。

- 2 受注者は、本行政機関等匿名加工情報に問題を発見し、発注者に対して前項の規定による報告をしたときは、本行政機関等匿名加工情報を受領した日から起算して14日以内に、発注者に対し、理由を明示して本行政機関等匿名加工情報の交換を求めることができる。
- 3 発注者は、前項の規定による求めに合理的な理由があると認めるときは、これに応じなければならない。
- 4 前項の規定により発注者が応じた場合、発注者は、この間に発生した損害の責を負わないものとする。ただし、発注者に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

(利用期間)

第5条 発注者は、受注者に対し、●年●月●日から○年○月○日までの間、本行政機関等匿名加工情報を本利用条件の範囲内で利用することを許諾するものとする。

2 受注者は、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件以外の利用目的、利用方法その他利用条件で本行政機関等匿名加工情報の加工、編集、第三者への提供その他の利用をしてはならない。

3 発注者と受注者は、次の事項を相互に確認する。

一 本行政機関等匿名加工情報に関する著作権は、発注者に帰属すること。

二 本契約において明示したものを除き、本契約の締結によって発注者が受注者に対して本行政機関等匿名加工情報に関する著作権を譲渡、移転及び利用許諾するものではないこと。

(受領者の義務)

第6条 受注者は、第3条第2項の規定により本行政機関等匿名加工情報を受領したときは、発注者から、本行政機関等匿名加工情報が、法第2条第6項に規定する匿名加工情報に含まれ、匿名加工情報取扱事業者に係る規律を受ける旨の説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

2 受注者は、本行政機関等匿名加工情報を他の情報と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、法その他関連法令並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）に従い、適切な安全管理の措置を講じなければならない。

3 受注者は、本行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、本人を識別するために本行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 受注者は、本行政機関等匿名加工情報の漏えいその他の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるときは、直ちに発注者にその旨を報告し、是正のために必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、法第113条に規定する欠格事由に該当することとなったときは、直ちに発注者にその旨を報告しなければならない。

(秘密保持)

第7条 発注者及び受注者は、本契約に基づいて相手方から秘密として開示されたもの（以下本条において「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に開示してはならない。

2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。

一 開示された時点で、既に公知となっている情報

二 開示された後、情報を開示された者（以下「受領当事者」という。）の責めによらず公知となった情報

三 開示された時点で、既に受領当事者が保有していた情報

四 開示された後、受領当事者が、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報

- 3 受領当事者は、秘密情報を本契約の目的以外の目的に使用してはならず、本契約のため必要な限度を超えて秘密情報を複製してはならない。
- 4 受注者は、本契約のために必要な場合に限り、秘密情報を再委託先に開示することができる。その場合、受注者は、受注者が遵守すべき義務と同一の義務を再委託先に課さなければならない。この場合において、受注者は、再委託先に対する監督を行わなければならない。

(契約終了後の措置等)

第8条 受注者は、本契約が終了した日以後は、本行政機関等匿名加工情報を利用してはならない。

- 2 受注者は、本契約が終了したときは、直ちに、本行政機関等匿名加工情報を発注者に返却しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定に従って発注者に返却する際、受注者が保有及び管理する記録媒体に保存した本行政機関等匿名加工情報を削除し、かつ削除した情報を読み取ることができないように処理しなければならない。ただし、法令上の義務に基づいて保存が義務付けられている場合はこの限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対し、前項の規定に従って本行政機関等匿名加工情報が全て削除処理されたことを証する書面の提出を求めることができる。
- 5 受注者は、本契約が終了した後も、本行政機関等匿名加工情報を利用して作成した二次加工物や統計情報又は本行政機関等匿名加工情報の分析結果について、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件の範囲内で利用することができる。

(発注者による契約解除)

第9条 発注者は、次の各号に掲げる事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができる。

- 一 受注者に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき。
 - 二 受注者が本契約の締結に当たって、発注者に対して虚偽の書面及び書類を提出したことが判明したとき。
 - 三 受注者が法第113条（個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）における法の委任規定を含む。）に掲げる欠格事由に該当することとなったとき。
 - 四 受注者に重大な契約違反行為があったとき。
- 2 前項に規定する場合において、受注者が発注者に対して納付した本行政機関等匿名加工情報に関する手数料は返還しない。

(属性要件に基づく契約解除)

第10条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人その他の団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他業務執行の意思決定に影響を及ぼす者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第11条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（損害賠償）

第12条 発注者は、前二条の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償又は補償することを要しないものとする。

2 受注者は、発注者が前二条の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第13条 受注者は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第14条 受注者は、発注者の書面による事前の承諾がなければ、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、承継させ、若しくは担保に供することができない。

(免責)

第15条 発注者は、受注者が本行政機関等匿名加工情報の利用により受けた不利益又は損失について、受注者に対し責任を負わないものとする。

2 発注者は、受注者による本行政機関等匿名加工情報の利用により、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、受注者に対して一切の責任を負わないものとする。

(準拠法)

第16条 本契約の解釈及び適用に当たっては日本法が適用される。

(合意管轄裁判所)

第17条 この契約について裁判上の紛争が生じた場合は、発注者の本庁舎所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に疑義が生じた場合は、本契約の趣旨に従い、双方誠意をもって協議し、決定する。

(存続条項)

第19条 本契約が終了した後も、第6条から第8条まで、第12条、第13条及び第15条から第18条までについては有効に存続するものとする。

(別紙1)

1 行政機関等匿名加工情報の詳細

(1) 作成に用いる個人情報ファイルの名称

(2) 行政機関等匿名加工情報の名称

(3) 行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（データ量）

(4) 行政機関等匿名加工情報に含まれる記録項目及び各記録項目の内容（下表のとおり。）

| 記録項目 | 情報の内容 |
|------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

2 行政機関等匿名加工情報の提供方法

(別紙 2)

行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件

- 提供された行政機関等匿名加工情報について、個人・団体等を特定しようとする試みは行わないこと。
- 提供された行政機関等匿名加工情報を提案書に記載した目的以外に利用しないこと。また、第三者に提供しないこと。
- 提供された行政機関等匿名加工情報は、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- 不適切利用を行った場合、行政機関等が措置する提供禁止措置に合意すること。
- その他、行政機関等匿名加工情報の取扱いに関し発注者の指示に従うこと。

記載事項変更申出書

(宮城県公安委員会又は宮城県警察本部長) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所

(ふりがな)

氏 名

電話番号

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、次のとおり申し出ます。

1 変更内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 | 備考 |
|------|-----|-----|-------|----|
| | | | | |

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

- 1 氏名の変更の場合、氏名にふりがなを付すこと。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 電話番号は、担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。
- 3 行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者（以下「取扱従事者」という。）に変更が生じた場合、当該取扱従事者の氏名、所属部署、連絡先等を「備考」の欄に記載すること。
- 4 取扱従事者でなくなった者が個別に取り扱っていた行政機関等匿名加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考」の欄に記載すること。
- 5 上記1の「変更内容」に記載する場合に煩雑となるときは、別紙とすること。
- 6 上記2の「変更に係る添付書類名」に列記した書類を添付すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5号

作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書

- 一 作成された行政機関等匿名加工情報に係る個人情報ファイルの名称
- 二 利用する行政機関等匿名加工情報の名称
- 三 手数料の額

円

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第118条の規定に基づき、上記に掲げる行政機関等匿名加工情報を提供する者（宮城県公安委員会又は宮城県警察本部長）（発注者）と（作成された行政機関等匿名加工情報を事業に利用する者の名称）（受注者）とは、法第117条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報（以下「作成済行政機関等匿名加工情報」という。）の利用に関して、次のとおり合意し、当該利用に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を保有する。

年 月 日

(発注者) 住 所
名 称
代表者氏名

(受注者) 住 所
氏名 (名称)
代表者氏名

(定義)

第1条 本契約中に用いられる用語は、特段の定めがない限り、次の定義によるものとする。

- 一 「本作成済行政機関等匿名加工情報」とは、法第117条の規定により個人情報ファイル簿に記載された作成済行政機関等匿名加工情報を受注者がその事業の用に供するものであって、別紙1【作成済行政機関等匿名加工情報の詳細】にその詳細を定めるものをいう。
- 二 「本利用条件」とは、本作成済行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件として別紙2に定めるものをいう。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、契約締結の日から第5条第1項に規定する本作成済行政機関等匿名加工情報の利用期間の終了日までとする。

(行政機関等匿名加工情報の提供)

第3条 発注者は、別紙1に定める本作成済行政機関等匿名加工情報を、別紙1【作成済行政機関等匿名加工情報の提供方法】に定める方法により、受注者に提供するものとする。

- 2 前項の規定により、受注者が発注者から本作成済行政機関等匿名加工情報を受領したときは、発注者から別紙1【作成済行政機関等匿名加工情報の詳細】に関する説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

(欠陥及び障害等)

第4条 受注者は、本作成済行政機関等匿名加工情報を受領した後、直ちにその物理的欠陥又は障害その他の問題等の有無について検査をし、検査の結果、読み取りエラー等の物理的欠陥又は障害その他の問題を発見したときは、直ちに発注者にその旨を報告しなければならない。

- 2 受注者は、本作成済行政機関等匿名加工情報に問題を発見し、発注者に対して前項の規定による報告をしたときは、本作成済行政機関等匿名加工情報を受領した日から起算して14日以内に、発注者に対し、理由を明示して本作成済行政機関等匿名加工情報の交換を求めることができる。
- 3 発注者は、前項の規定による求めに合理的な理由があると認めるときは、これに応じなければならない。
- 4 前項の規定により発注者が応じた場合、発注者は、この間に発生した損害の責を負わないものとする。ただし、発注者に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

(利用期間)

第5条 発注者は、受注者に対し、●年●月●日から○年○月○日までの間、本作成

济行政機関等匿名加工情報を本利用条件の範囲内で利用することを許諾するものとする。

- 2 受注者は、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件以外の利用目的、利用方法その他利用条件で本作成济行政機関等匿名加工情報の加工、編集、第三者への提供その他の利用をしてはならない。
- 3 発注者と受注者は、次の事項を相互に確認する。
 - 一 本作成济行政機関等匿名加工情報に関する著作権は、発注者に帰属すること。
 - 二 本契約において明示したものを除き、本契約の締結によって発注者が受注者に対して本作成济行政機関等匿名加工情報に関する著作権を譲渡、移転及び利用許諾するものではないこと。

(受領者の義務)

- 第6条 受注者は、第3条第1項の規定により本作成济行政機関等匿名加工情報を受領したときは、発注者から、本作成济行政機関等匿名加工情報が、法第2条第6項に規定する匿名加工情報に含まれ、匿名加工情報取扱事業者に係る規律を受ける旨の説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。
- 2 受注者は、本作成济行政機関等匿名加工情報を他の情報と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、法その他関連法令並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）に従い、適切な安全管理の措置を講じなければならない。
 - 3 受注者は、本作成济行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、本人を識別するために本作成济行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 4 受注者は、本作成济行政機関等匿名加工情報の漏えいその他の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるときは、直ちに発注者にその旨を報告し、是正のために必要な措置を講じなければならない。
 - 5 受注者は、法第113条に規定する欠格事由に該当することとなったときは、直ちに発注者にその旨を報告しなければならない。

(秘密保持)

- 第7条 発注者及び受注者は、本契約に基づいて相手方から秘密として開示されたもの（以下本条において「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に開示してはならない。
- 2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
 - 一 開示された時点で、既に公知となっている情報
 - 二 開示された後、情報を開示された者（以下「受領当事者」という。）の責めによらず公知となった情報

三 開示された時点で、既に受領当事者が保有していた情報

四 開示された後、受領当事者が、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報

- 3 受領当事者は、秘密情報を本契約の目的以外の目的に使用してはならず、本契約のため必要な限度を超えて秘密情報を複製してはならない。
- 4 受注者は、本契約のために必要な場合に限り、秘密情報を再委託先に開示することができる。その場合、受注者は、受注者が遵守すべき義務と同一の義務を再委託先に課さなければならない。この場合において、受注者は、再委託先に対する監督を行わなければならない。

(契約終了後の措置等)

第8条 受注者は、本契約が終了した日以後は、本作成済行政機関等匿名加工情報を利用してはならない。

- 2 受注者は、本契約が終了したときは、直ちに、本作成済行政機関等匿名加工情報を発注者に返却しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定に従って発注者に返却する際、受注者が保有及び管理する記録媒体に保存した本作成済行政機関等匿名加工情報を削除し、かつ削除した情報を読み取ることができないように処理しなければならない。ただし、法令上の義務に基づいて保存が義務づけられている場合はこの限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対し、前項の規定に従って本作成済行政機関等匿名加工情報が全て削除処理されたことを証する書面の提出を求めることができる。
- 5 受注者は、本契約が終了した後も、本作成済行政機関等匿名加工情報を利用して作成した二次加工物や統計情報又は本作成済行政機関等匿名加工情報の分析結果について、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件の範囲内で利用することができる。

(発注者による契約解除)

第9条 発注者は、次の各号に掲げる事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができる。

- 一 受注者に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき。
 - 二 受注者が本契約の締結に当たって、発注者に対し虚偽の書面及び書類を提出したことが判明したとき。
 - 三 受注者が法第113条（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）における法の委任規定を含む。）に掲げる欠格事由に該当することとなったとき。
 - 四 受注者に重大な契約違反行為があったとき。
- 2 前項に規定する場合において、受注者が発注者に対して納付した本作成済行政機関等匿名加工情報に関する手数料は返還しない。

(属性要件に基づく契約解除)

第10条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他業務執行の意思決定に影響を及ぼす者をいう。）が、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第11条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(損害賠償)

第12条 発注者は、前二条の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償又は補償することを要しないものとする。

2 受注者は、発注者が前二条の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第13条 受注者は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第14条 受注者は、発注者の書面による事前の承諾がなければ、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、承継させ、若しくは担保に供することができない。

(免責)

第15条 発注者は、受注者が本作成済行政機関等匿名加工情報の利用により受けた不利益又は損失について、受注者に対し責任を負わないものとする。

2 発注者は、受注者による本作成済行政機関等匿名加工情報の利用により、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、受注者に対して一切の責任を負わないものとする。

(準拠法)

第16条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(合意管轄裁判所)

第17条 この契約について裁判上の紛争が生じた場合は、発注者の本庁舎所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、決定する。

(存続条項)

第19条 本契約が終了した後も、第6条から第8条まで、第12条、第13条及び第15条から第18条までについては有効に存続するものとする。

(別紙1)

1 作成済行政機関等匿名加工情報の詳細

(1) 作成に用いた個人情報ファイルの名称

(2) 作成済行政機関等匿名加工情報の名称

(3) 作成済行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数(データ量)

(4) 作成済行政機関等匿名加工情報に含まれる記録項目及び各記録項目の内容(下表のとおり。)

| 記録項目 | 情報の内容 |
|------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

2 作成済行政機関等匿名加工情報の提供方法

(別紙 2)

作成済行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件

- 提供された作成済行政機関等匿名加工情報について、個人・団体等を特定しようとする試みは行わないこと。
- 提供された作成済行政機関等匿名加工情報を提案書に記載した目的以外に利用しないこと。また、第三者に提供しないこと。
- 提供された作成済行政機関等匿名加工情報は、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- 不適切利用を行った場合、行政機関等が措置する提供禁止措置に合意すること。
- その他、作成済行政機関等匿名加工情報の取扱いに関し発注者の指示に従うこと。